

本日、「消費者ネットワーク岐阜」第11回総会が開催されますことを、心からお祝い申し上げます。また、皆様におかれましては、日頃より県の消費者行政の推進にご協力とご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年度の県及び市町村の消費生活相談窓口への相談件数は1万2千件を超え、その内容も複雑化、多様化するなど、消費者教育のさらなる充実や相談窓口の体制強化が喫緊の課題となっております。

こうした中、県では、今年3月に、本県の消費者施策の方向性を示す「岐阜県消費者施策推進指針」を改定いたしました。本指針では、「消費者の多様性やライフステージに応じた消費者教育の推進」、「消費生活相談窓口の機能の充実・体制の強化」、「多種多様な団体とのネットワークの構築」の3つを政策の柱とし、さらに「成年年齢の引下げへの対応」を重点項目として掲げたところです。

成年年齢引き下げへの対応としては、これまでの高校生向けの消費者教育副読本の作成や家庭科教員等を対象とした研修会の開催に加え、昨年度は、中学生向けの副読本や中高生向けのWEB版消費者教育教材を作成するとともに、法律の専門家による出前講座を開始したところです。また、今年度は、家庭での消費者教育を支援するため、高校生向け啓発カレンダーを制作するほか、若年者が多く集まるファミリーレストランにおいて、「マルチ商法」等の若年者に多い消費者トラブルに特化したテーブルステッカー広告を掲出するなど、成年年齢引下げへの対応をさらに強化してまいります。

県といたしましては、今後も引き続き、岐阜県消費者施策推進指針に沿って、消費者啓発推進員による出前講座や相談窓口の体制強化など、被害の未然防止、被害救済に取り組んでまいります。消費者を取り巻く環境は大きく変化しており、消費者が安心して生活できる社会を実現するためには、行政による取り組みだけでなく、消費者側の自主的な取り組みが今後益々重要になってくると考えております。

こうした中、貴団体におかれましては、消費者被害の未然防止や消費者教育の推進を目的とした学習会の実施、行政機関との懇談会など、年々その活動を充実しておられ、大変心強く感じているところです。今後とも県内の主要な消費者団体として、消費者が直面する様々な課題解決に向け、幅広い活動を展開いただきますことをご期待申し上げます。

結びに、貴団体の今後益々のご発展と皆様のご健勝を心からお祈り申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

令和2年5月11日

岐阜県環境生活部

県民生活課長 前田 寛徳